

長野県宝及び長野県無形民俗文化財の指定について

文化財・生涯学習課

文化財保護条例（昭和 50 年長野県条例第 44 号）第 4 条第 1 項及び第 25 条第 1 項の規定により、下記のとおり長野県宝及び長野県無形民俗文化財に指定するものとする。

記

1 長野県宝に指定する文化財

名 称	員数	所 在 地	所有者の住所及び氏名又は名称
絹本著色善光寺如来絵伝	3 幅	長野市元善町 462 番地	長野市元善町 462 番地 淵之坊住職 若麻績享則
伊賀藤原時盛願文	1 点	東筑摩郡麻績村日 2120 番地	東筑摩郡麻績村日 2120 番地 宗教法人 福満寺
魚形線刻画土器	1 点	飯山市大字飯山 1434- 1 飯山市ふるさと館	飯山市大字飯山 1110-1 飯山市教育委員会

2 長野県無形民俗文化財に指定する文化財

名 称	所 在 地	保存団体の住所及び名称
戸隠神社太々神楽	長野市戸隠 3506 番地	長野市戸隠 3506 番地 戸隠神社楽部

26 文審第 2 号
平成 27 年（2015 年）2 月 6 日

長野県教育委員会 様

長野県文化財保護審議会
会長 井原 今朝男



長野県宝及び長野県無形民俗文化財の指定について（答申）

平成 26 年 9 月 5 日付け 26 教文第 352 号で諮問のありましたことについて、下記のとおり長野県宝及び長野県無形民俗文化財に指定することが適当である旨答申します。

記

1 長野県宝に指定する文化財

名 称	員数	所 在 地	所有者の住所及び氏名又は名称
絹本著色善光寺 如来絵伝	3 幅	長野市元善町 462 番地	長野市元善町 462 番地 淵之坊住職 若麻績亨則
伊賀藤原時盛願文	1 点	東筑摩郡麻績村日 2120 番地	東筑摩郡麻績村日 2120 番地 宗教法人 福満寺
魚形線刻画土器	1 点	飯山市大字飯山 1434-1 飯山市ふるさと館	飯山市大字飯山 1110-1 飯山市教育委員会

2 長野県無形民俗文化財に指定する文化財

名 称	所 在 地	保存団体の住所及び名称
戸隠神社太々神楽	長野市戸隠 3506 番地	長野市戸隠 3506 番地 戸隠神社楽部

長野県指定文化財候補物件調査票

- | | |
|----------|----------------|
| 1 種別 | 絵画 |
| 2 名称 | 絹本著色善光寺如来絵伝 3幅 |
| 3 所在地 | 長野市元善町 462 番地 |
| 4 所有者の氏名 | 淵之坊住職 若麻績 享則 |
| 5 管理者の氏名 | 淵之坊住職 若麻績 享則 |

6 現状

員数 三幅

形状 絹本著色 軸装

寸法 縦 157.0 cm、横 94.4 cm

制作時期 室町時代後期（16世紀）

7 概略

天竺、百濟、日本と伝わった三国伝来の善光寺如来にまつわる縁起説話を描いた三幅の掛幅絵である。各幅とも粗めの画絹を縦二幅半継とし、一部に補彩が認められるものの大幅な加筆はない。

第一幅は善光寺如来が月蓋長者によって作られるに至った天竺での物語が描かれている。画面上部中央に須弥山、その左に雲に乗る牛頭天王と雲間の鬼（疫神）たち、その下には霊鷲山に架けられた橋の上で対面する如来、長者の娘如是姫の病気、生き返る死者、大般若経読誦と庭先で隙をうかがう疫神が順に描かれ、その右上には蘇民将来に宝珠を授ける牛頭天王が描かれている。

画面右上は飛行する三体の一光三尊仏、釈迦三尊の前で行なわれている一光三尊仏の鑄造、画面右下には釈迦の命を受けて閻浮檀金をもらい受けに竜王の宮殿を訪れる目蓮の説話が順に描かれている。門の前の仁王のような二体は、竜宮の門衛である手長足長であるらしい。その上には雲に乗って飛ぶ目蓮が描かれている。

以上のうち、須弥山や牛頭天王は『善光寺縁起』に記されておらず、他の善光寺如来絵伝にも描かれない珍しいモチーフである。

第二幅には日本での仏教の受容をめぐる崇仏派と廃仏派の争いを描いている。画面上段左は欽明天皇が臣下に受容の是非を諮る場面で、部屋の隅には一光三尊仏が置かれている。右上には宮中の火災と逃げ惑う人々が描かれている。中段は廃仏派が寺を襲って一光三尊仏を奪い、火中に投げたり金槌等でたたいて潰そうとする場面である。下段には右端に一光三尊仏が綱で引き上げられる場面が小さく、黒駒に乗った聖徳太子を中心とする崇仏派が廃仏派を打ち倒す場面が、横幅いっぱい大きく描かれている。太子が椋木に隠れる説話や太子建立の四天王寺が描かれることは、聖徳太子信仰に寄り添うものと言える。

第三幅は上段に一光三尊仏が本田善光によって信濃善光寺にまつられる説話、中段に一光三尊仏が善光の息子善佐と皇極帝を地獄から連れ戻す説話、下段には善光寺の境内が大き

く描かれている。

制作時期が中世に遡る善光寺如来絵伝は別表に示した8点が知られており、本図はそのうちの1点である。参詣曼荼羅に分類される大阪小山善光寺所蔵の1本を除けば、他の6本はおおむね伝統的な仏画の描方によるものであり、鎌倉時代に遡る最古の作例と見られる根津美術館などは、緻密な筆致による完成度の高い画風である。

本図の表現はそれらに比べると素朴であり、おおらかな味わいに特色がある。人物や建物等の形態の把握には稚拙味があるが、その表現はコミカルで可愛らしく、決して粗放な感じを受けるものではない。室町時代と見られる他本の表現にやや硬さが見えるのに対して、本図には伸びやかさと明るさを感じられる。本図は善光寺信仰の布教の際に庶民に絵解きされたものと考えられるが、そのような庶民に向けた制作であったことが、本図の生き生きとした親しみやすい表現につながったのであろう。

本図の制作時期については南北朝～室町初期と見る説と、室町時代後期と見る説があるが、塔を真正面から描くなどの建物の図様や善光寺周辺の参詣者の描写等が参詣曼荼羅に近いことや、かなり絹目が粗いことから見て、室町時代後期の制作であると判断したい。室町時代後期は参詣曼荼羅やお伽草子系の絵巻などに多彩な素朴様式が展開した時期として近年評価が高まっているが、本図もそこに新たな彩りを加えるものとして評価される。

8 指定基準及び理由

(1) 指定基準

長野県宝等の指定等に関する基準

第1 長野県宝の指定基準

(1) 絵画及び彫刻

イ 歴史上特に意義のある資料となるもの

ウ 題材、品質、形状又は技法等の点で、顕著な特性を示すもの

(2) 指定理由

本図は昭和46年に奈良国立博物館が開催した「社寺縁起絵展」に個人蔵として出品され、その後現所蔵者である淵之坊に入ったものである。その図録の解説によれば、近江の蓮華寺に伝わったものという。そのように本図は県下に伝来したものではないが、長野県を代表する寺院である善光寺の縁起を描いたものであり、長野県にとって極めて貴重な作品であることは申すまでもない。素朴な絵画様式で描かれた庶民的な縁起絵であることや、他本には見られぬ特殊なモチーフが描かれていることも大いに評価される。県宝にふさわしい作品である。

9 調査日 平成26年9月6日

10 調査者氏名 矢島新

11 参考文献

『縁起堂淵之坊本善光寺如来絵伝』若麻績侑考監修、林雅彦・鷹巣純・村松加奈子執筆
淵之坊発行 2013年